

PLTの家財総合保険

〈賃貸入居者火災総合保険〉



PLT少額短期保険株式会社

保険に関する相談・お問い合わせは

カスタマーセンター

0120-842-077 (フリーコール)

受付時間 9:30~17:00
(土日祝日・年末年始を除く)

もし事故にあわれたら

事故受付センター

0120-007-574 (フリーダイヤル)

受付時間 24時間365日

(取扱代理店)

株式会社 イントラスト

〒430-0946
静岡県浜松市中央区元城町216-18 浜松大同生命ビル5階

PLT少額短期保険株式会社

〒163-0815
東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル15階
<https://plt-ssi.co.jp>

賃貸住宅にお住まいの皆様の大切な家財や賠償責任などを補償します。

PLT少額短期保険株式会社が提供する家財総合保険は居住用賃貸住宅の入居者を対象とし、お住まいの方の家財補償、家主さんや他人に対する賠償責任補償をはじめ、各種費用補償をセットにした保険です。



大切なお住まいをあらゆるトラブルから
PLTの家財総合保険で守る

家財補償

家財って何？

火災 落雷 風災 ひょう災 雪災
水災 水ぬれ 盗難 など

借戸室内の入居者の家財に損害が生じた場合に、その損害を補償します。

インテリア・家具

食器棚・机・ベッド・カーテン・じゅうたんなど

台所用品

冷蔵庫・電子レンジ・炊飯ジャー・食器など

家電製品

テレビ・洗濯機・掃除機・扇風機・パソコンなど

趣味用品

ゴルフ用品・スキー用具・ゲームソフト・DVDなど

寝具類

布団・マットレス・毛布・枕など

身の回り品

スーツ・コート・セーター・ズボン・Tシャツ・靴・タオル類など

費用補償

突発的な事故によって借戸室内に損害が生じた場合に各種費用を補償します。

賠償責任補償

借家人賠償責任 個人賠償責任

家主さんや他人のものを壊したりケガをさせたり、法律上の損害賠償責任が生じた場合に保険金を支払います。

- ・このパンフレットは、「PLTの家財総合保険」の概要です。
ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」の内容をご確認ください。
- ・ご契約者と被保険者（補償を受けられる入居者）が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願いいたします。

保険商品の内容

CONTENTS OF INSURANCE PRODUCTS

入居される方の世帯人数・間取り・専有面積・家財の再調達価額※2の目安を参考にして、プラン(保険金額)をお選びください。

家財補償

HOUSEHOLD PROPERTY INSURANCE

火災、落雷、破裂・爆発、台風などによる風災の事故により、借戸室内の入居者の家財に損害が生じた場合に、その損害を補償します。

保険金額・保険料

プラン	A	B	C	D	E	F
 家財補償	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円
 費用補償	借戸室修理費用等保険金※1 100万円					
 賠償責任補償	1,000万円					
保険料 保険期間2年 (2年一時払い)	17,900円	19,000円	20,000円	21,000円	22,100円	23,100円

(※1)借戸室修理費用等保険金以外の各費用補償については、P5「費用補償」をご覧ください。

家財保険金額の目安

世帯人数	1名～2名	3名～5名	
間取り	1K / 1DK / 1LDK 2K / 2LDK	3K / 3DK / 3LDK	4K / 4DK / 4LDK
専有面積	～50㎡	50㎡～80㎡	
家財の再調達価額※2の目安	100万～700万	700万～1,000万	

(※2)「再調達価額」とは、損害のあった家財と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。

1 火災、落雷、破裂・爆発



家財保険金額(ご契約金額)を限度として、損害の額を家財保険金としてお支払いします。

2 風災、ひょう災、雪災



家財保険金額(ご契約金額)を限度として、損害の額を家財保険金としてお支払いします。

3 水災※



家財保険金額(ご契約金額)を限度として、損害の額を家財保険金としてお支払いします。
(※)水災により保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が発生した場合、または、借戸室が床上浸水により保険の対象に損害が発生した場合

4 漏水、水ぬれ※



家財保険金額(ご契約金額)を限度として、損害の額を家財保険金としてお支払いします。
ただし、②の事故あるいは台風、暴風雨等による洪水、土砂崩れ等または給排水設備自体に発生した損害を除きます。
(※)給排水設備の事故により発生した漏水、他人の戸室で発生した漏水など

5 盗難



家財保険金額(ご契約金額)を限度として、損害の額を家財保険金としてお支払いします。
①通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等:30万円限度
②預貯金証書(キャッシュカードを含みます):200万円限度
③貴金属等:1個または1組につき30万円または家財保険金額のいずれか低い額を限度

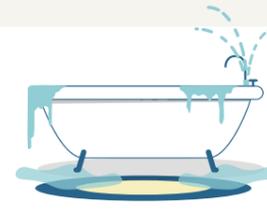
6 建物外部からの物体の落下※、飛来、衝突・倒壊



家財保険金額(ご契約金額)を限度として、損害の額を家財保険金としてお支払いします。
(※)雨、雪、あられ等の落下や飛来、土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災または水災を除きます。

①～⑥の事故によって損害を被った保険の対象が貴金属等の場合で、損害の額が1個または1組について30万円を超えるときは、損害保険金の支払額は1個または1組につき30万円または家財保険金額(ご契約金額)のいずれか低い額を限度とします。

7 破損、汚損等



①～⑥以外の不測かつ突発的な事故による損害に対して、1事故につき50万円または家財保険金額(ご契約金額)のいずれか低い額を限度とし、損害の額から免責金額1万円を差し引いた額をお支払いします。

お支払いできる主な場合

- ・落雷でテレビが破損した。
- ・ガス漏れによるガス爆発で家財が破損した。
- ・洪水により、借戸室が床上浸水したことにより、家財が損害を被った。
- ・借戸室の敷地内にある専用駐輪場に停めておいた自転車を盗まれた。

お支払いできない主な場合

- ・落雷が原因でパソコン内のデータが消えてしまった。
- ・壁のひび割れのすき間から台風による雨水がしみ込み家財が損害を被った。
- ・帰宅途中に、財布やパソコンの入ったバッグをひったくられた。

費用補償

EXPENSE INSURANCE

家財の損害保険金が支払われる場合などにおいて、臨時に発生する費用や不測かつ突発的な事故によって借戸室に損害が生じた場合などに各種費用を補償します。

臨時費用保険金



損害保険金×30%
ただし、1回の事故につき100万円限度

残存物取片づけ費用保険金



被保険者が支出した
残存物取片づけ費用の額
ただし、1回の事故につき損害保険金の
10%限度

緊急避難費用保険金



被保険者が支出した
緊急避難費用の額
ただし、1回の事故につき20万円限度

地震火災費用保険金



家財保険金額×5%
地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって建物が半焼以上または家財が全焼となった場合

失火見舞費用保険金



損害が生じた
被災世帯数×20万円
ただし、1回の事故につき損害保険金の
20%限度

ドアロック交換費用保険金



ドアロックの交換に
要した費用
ただし、1回の事故につき3万円限度

借戸室 修理費用等 保険金



家財補償条項に該当する事故により、 100万円を限度として被保険者が負担した修理費用の額

ただし、事故の種類によって、次のとおり保険金の限度額・免責金額の適用があります。
①家財補償条項に規定する事故のうち、破損、汚損等に該当する事故の場合、被保険者が負担した修理費用の額から免責金額1万円を差し引いた額
②借戸室の専用水道管、給湯器の凍結により発生した損害:30万円限度
③借戸室内における被保険者の死亡による借戸室の損害:50万円限度
④被保険者の死亡による遺品整理費用を支出したとき:50万円限度

お支払いできる主な場合

- ・火災によって借戸室に住むことができなくなったため、ホテルに宿泊した。
- ・借戸室からの失火により隣室や近隣の所有物に損害を与えてしまった。
- ・他人のいたずらで玄関のドアロックが使用不能となったため、ドアロックを交換した。
- ・空き巣に入られた際、窓ガラスを割られた。

お支払いできない主な場合

- ・リビングの床に、日常生活に伴うすり傷や汚れがついてしまった。
- ・外出先でカギを紛失してしまったため、ドアロックを交換した。
- ・強風で飛ばされてきたものがぶつかり、借戸室の外壁が壊れた。
- ・結露により床やカーペットにカビが生えた。

賠償責任補償

LIABILITY INSURANCE

家主さんや他人のものを壊したりケガをさせたり、法律上の損害賠償責任が生じた場合に保険金を支払います。

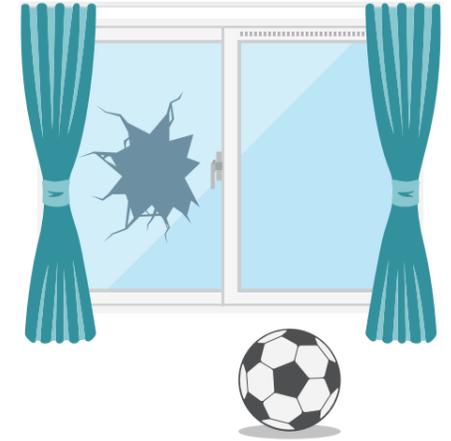
借家人賠償責任



被保険者(入居者)の責任に起因する火災・ガス爆発・水漏れ事故、その他不測かつ突発的な事故により、借戸室に損害を与え、貸主(家主)に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

1,000万円限度
1回の事故に対して支払う賠償責任保険金の額は、借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して1,000万円を限度とします。

個人賠償責任



借戸室の使用・管理や日本国内において日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

1,000万円限度
1回の事故に対して支払う賠償責任保険金の額は、借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して1,000万円を限度とします。

お支払いできる主な場合

- ・タバコの火の不始末が原因で火災を起こし、借戸室を全焼させてしまった。
- ・洗濯機のホースが外れ、借戸室の床に損害を与えてしまった。
- ・不注意で借戸室の窓ガラスを割ってしまった。

お支払いできない主な場合

- ・経年劣化が原因で、壁がヒビ割れ、漏水が発生した。
- ・水道管の老朽化によって階下に漏水し、損害が発生した。
- ・仕事中に自転車事故を起こし、他人にケガをさせてしまった。
- ・借りていたパソコンにコーヒーをこぼして故障させてしまった。